

第29回 福岡市屋外広告物審議会資料

報告事項 屋外広告物の規格における表現の整理について

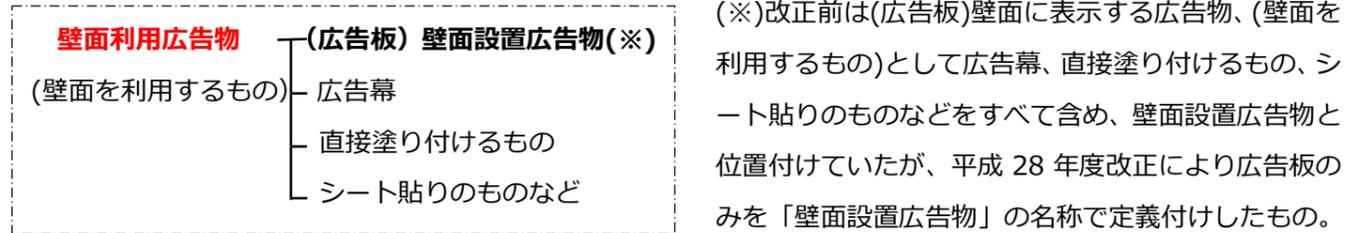
令和6年1月25日

屋外広告物の規格については、平成28年度に5つの地域区分に応じた屋外広告物の規格を改正するとともに、屋外広告物の種別等についても表現の整理を行ったところであるが、都市景観形成地区における屋外広告物の規格については未整理のままであったことから、今回表現を整理し、統一を図るもの。

1 「壁面広告物」について

都市景観形成地区における、屋外広告物規格の壁面広告物について、「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」の表現に統一する。

<平成28年改正後定義>



(1) 修正が必要な都市景観形成地区について

地区	変更前		変更後	
	項目	内容	項目	内容
○香椎副都心(千早)地区	壁面設置広告物	壁面設置広告は、4階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、建物と一体的にデザインされた施設名称その他これに類するものに限ること	壁面利用広告物	壁面利用広告は、4階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、建物と一体的にデザインされた施設名称その他これに類するものに限ること
○はかた駅前通り地区	壁面設置広告物	壁面設置広告物及び突出広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の6分の1以下と	壁面利用広告物	壁面利用広告物及び突出広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の6分の1以下と
○シーサイドももち地区	壁面設置広告物	(壁面設置広告物の表記なし)	壁面利用広告物	—
○元岡地区	壁面設置広告物	(壁面設置広告物の表記なし)	壁面利用広告物	—

(2) その他の都市景観形成地区について

- 御供所地区 : 修正不要 (壁面設置広告物の項目なし)
- 天神(明治通り・渡辺通り)地区 : 修正不要 (壁面設置広告物の項目なし)
- アイランドシティ香椎照葉地区 : 修正不要 (壁面利用広告物となっている)
- 承天寺通り地区 : 修正不要 (壁面利用広告物となっている)

2 「点滅する広告物」について

都市景観形成地区の屋外広告物規格において、「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」の表現に統一する。

<平成28年改正後定義>

発光可変表示式広告物とは
 屋外ビジョンその他自ら発光して表示の内容を変えることができる広告物
 (例) LED ビジョン、液晶ビジョン、液晶テレビ、デジタルサイネージ、電光掲示板、点滅看板、電飾看板、電光ニュース、投影・映写 等

<イメージ>



(1) 修正が必要な都市景観形成地区について

地区	項目	変更前	変更後
○シーサイドももち地区 ○御供所地区 ○香椎副都心(千早)地区 ○元岡地区	共通事項	点滅する広告は、設置してはならない。	発光可変表示式広告は、設置してはならない。
○天神(明治通り・渡辺通り)地区	中高層部(3階以上の部分)	点滅する広告は、原則として設置してはならない。	発光可変表示式広告は、原則として設置してはならない。
○はかた駅前通り地区	共通事項	ネオン管の露出、点滅する広告物(屋外ビジョンは除く)は設置してはならない。	ネオン管の露出する広告物、発光可変表示式広告物(屋外ビジョンは除く)は設置してはならない。
○アイランドシティ香椎照葉地区	共通事項	屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告は、設置してはならない。	ネオン管等の露出する広告物、発光可変表示式広告は、設置してはならない。

(2) その他の都市景観形成地区について

- 承天寺通り地区 : 修正不要 (発光可変表示式広告物となっている)